

## ○学校法人順天堂個人情報保護管理規程

平成28年5月1日

規第平28—5号

### (目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「保護法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)に基づき、学校法人順天堂(以下「本学」という。)における個人に関する情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人に関する情報を取り扱う本学の教職員(パート職員、派遣職員等を含む。以下「教職員等」という。)の責務をそれぞれ明らかにするとともに、個人の権利利益を保護し、個人の人格を尊重することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」 保護法第2条第1項に定める個人情報で、現在または過去のいずれかの時点で本学と次に掲げられている関係を有した者に関するものをいう。
    - ① 本学に在籍する学生並びにそれらの保護者及び保証人
    - ② 教職員及びその家族
    - ③ 本学に入学を志願した者
    - ④ 本学から依頼を受けてその業務に従事した者
    - ⑤ 本学が提供するサービスないし施設を利用する者
  - (2) 「要配慮個人情報」 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして法令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
  - (3) 「本人」 当該個人情報によって識別される、またはされ得る、生存する特定の個人をいう。
  - (4) 「個人番号」 番号法第2条第5項に定めるものをいう。
  - (5) 「特定個人情報」 第1号に定める個人情報のうち、個人番号をその内容に含むものをいう。
  - (6) 「特定個人情報ファイル」 個人番号をその内容に含む情報の集合物であって、保護法第2条第4項各号に掲げるものをいう。
- 2 前項第1号の個人情報には、保護法第2条第1項が定める個人情報で、現在または過去のいずれかの時点で本学医学部附属病院及び健康管理センターと次の各号に掲げられてい

る関係を有した者に関するもの(以下「医療個人情報」という。)は含まないものとする。  
医療個人情報の取扱いに関しては、本学は、別に規程を定めるものとする。

- ① 患者(妊婦を含む)
- ② 患者の家族
- ③ 健康診断等を受診した者
- ④ 付添人その他の利用者

#### (責務)

第3条 教職員等は、個人の人格尊重の理念に基づき、保護法及び関係諸法令を遵守し、  
個人情報を適切に取り扱わなければならない。

- 2 本学は、前項の目的を達成するために必要かつ適切な組織及び体制を整備する。
- 3 本学は、個人番号については、これを悪用されまたは漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招くおそれがあることを考慮したうえで、前項の措置を講じるものとする。
- 4 教職員等は、個人情報を取り扱うに当たって、この規程及びこの規程に基づいて本学が定める諸規則を遵守するとともに、個人情報保護のために本学がとる施策及び措置等に最大限協力しなければならない。
- 5 教職員等(過去にこれらの地位にあった者も含む。)は、業務上知りまたは知り得た個人情報を第三者に漏らし、または自己もしくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

#### (個人情報保護統括管理責任者)

第4条 本学は、個人情報保護統括管理責任者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。

- 2 理事長は、理事の中から1名を統括管理責任者に指名する。
- 3 統括管理責任者は、本学全体の個人情報の保護に関する全ての権限と責任を掌握し、本学における個人情報の保護に関する一切の業務を統括する。
- 4 統括管理責任者は、次の各号に掲げる業務を統括する。
  - (1) 個人情報を適正に取り扱うための組織体制の整備
  - (2) 教職員等が個人情報を取り扱う際に遵守しなければならない規則、ガイドライン及びマニュアルの制定及びその改廃
  - (3) 個人情報を適正に取り扱うために必要な教職員等に対する教育・研修に関する計画の企画、立案及び実施

#### (個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者)

第5条 本学は、次の表に掲げる区分に属する部署ごとに、個人情報保護管理者(以下「保護管理者」という。)1名及び個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)1名又は

複数名を置き、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる者をもって充てる。

区分	保護管理者	保護担当者
法人部門	内部監査室、総務局、情報センター本部、社会連携推進室、男女共同参画推進室、順天堂健康管理センターの各所属長	保護管理者が指名する者
大学部門	情報戦略・IR推進室、学部、大学院研究科、教職課程センター、学生部、学術メディアセンター、臨床研究支援センター、国際交流センター、研究推進センター、大学院研究センター・研究所、日本医学教育歴史館の各所属長	保護管理者が指名する者
附属病院	各病院長	保護管理者が指名する者

- 2 保護管理者は、それぞれ所管する業務の範囲内で個人情報の取り扱いに関する事務を処理する。
- 3 保護担当者は、保護管理者を補佐する。
- 4 保護管理者及び保護担当者は、第2項の事務を処理するに当たっては、統括管理責任者の指揮及び命令に従うとともに、その監督を受ける。

(特定個人情報の取扱いに関する特則)

第6条 前条の定めにかかわらず、本学は、特定個人情報を取り扱う事務(以下「特定個人情報取扱事務」という。)の処理を、次項及び次条以下に定める組織・体制のもとで行うものとする。

- 2 本学は、特定個人情報取扱事務を処理する権限及び責任を有する者として、特定個人情報事務取扱担当者(以下「事務取扱担当者」という。)を置く。
- 3 本学においては、統括管理責任者及び事務取扱担当者のみが特定個人情報を取り扱うことができる。
- 4 前項に定める者は、特定個人情報取扱事務に従事するに当たって、保護法、番号法その他の関係法令及び特定個人情報ガイドラインを遵守するほか、この規程及びこの規程に基づいて本学が定める諸規則を遵守しなければならない。
- 5 第3項に定める者以外の者は、その理由の如何を問わず、特定個人情報を取り扱ってはならない。

(特定個人情報における統括管理責任者の権限等)

第7条 統括管理責任者は、本学が行う特定個人情報取扱事務の処理を統括する。

2 統括管理責任者は、この規程で特別の定めがあるもののほか、次に掲げる業務を統括する。

- (1) 事務取扱担当者の選任及び解任
- (2) 事務取扱担当者が従事すべき特定個人情報取扱事務の範囲の決定
- (3) 事務取扱担当者相互間の事務分担の範囲及び事務処理の方法の決定

(事務取扱担当者の責務等)

第8条 事務取扱担当者は、統括管理責任者が決定した範囲を超えて、特定個人情報取扱事務に従事することはできない。また、業務に従事するときは、統括管理責任者が決定した事務処理の方法に従わなければならない。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報取扱事務に従事するに当たっては、統括管理責任者の指揮及び命令に従うとともに、その監督を受ける。
- 3 事務取扱担当者は、この規程に違反して特定個人情報が取り扱われることがないよう十分に注意を払わなければならない。また、事務取扱担当者以外の者がこれに違反して個人情報を取り扱っているとの疑いを抱いたときは、直ちに、統括管理責任者に対し、その内容を報告しなければならない。
- 4 他の事務取扱担当者が第1項に違反して特定個人情報取扱事務に従事したまたは特定個人情報を取り扱っている疑いを抱いたときも、前項と同様とする。

(個人情報保護監査責任者)

第9条 本学に、個人情報保護監査責任者(以下「監査責任者」という。)1名を置く。

- 2 監査責任者は、理事長が指名する内部監事をもって充てる。
- 3 監査責任者は、個人情報の管理状況について監査を実施する。

(個人情報保護委員会)

第10条 本学は、本学における個人情報の適正な取扱いを実現するために必要な一切の事項について審議する機関として、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、この規程において特別に定めるもののほか、次の権限を有する。
  - (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策、重要な事項並びに統括管理責任者及び保護管理者から付議された事項を審議すること
  - (2) 保護管理者及び教職員等に対して、審議上必要な資料の提出を求め、または意見の聴取を行うなど、前項の審議に当たって必要となる事項を調査すること
  - (3) 委員会で審議した事項について、その結果に基づき、教職員等に対して助言、指導または勧告を行うこと
- 3 委員は、委員会の活動を通じて知りまたは知り得た個人情報を他人に漏らしてはなら

ない。委員を退任した後も同様とする。

4 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 保護管理者の中から理事長が指名する者 若干名
- (3) 保護担当者の中から理事長が指名する者 若干名
- (4) 事務取扱担当者の中から理事長が指名する者 若干名
- (5) 個人情報保護に関し、識見を有する学外の専門家 1名以上

5 委員会には、委員長を置く。

- (1) 委員長は、統括管理責任者とする。
- (2) 委員長は、委員会を招集し、議事を整理及び進行する。

6 委員会には、副委員長を置くことができる。

- (1) 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、委員長に代わってその職務を行う。

7 委員会は、次のとおり運営する。

- (1) 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- (2) 委員会の審議及び評決は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって行う。
- (3) 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 前各号に定めるほか、委員会の運営に関する事項は、委員会において定める。

8 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(利用目的の特定)

第11条 教職員等は、保護管理者の指示に従い、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作成される記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を直接取得するときは、あらかじめ本人に対し利用目的をできる限り特定しなければならない。ただし次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に特定することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- 2 教職員等は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 保護管理者は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第12条 教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 前項は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために、特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人番号に関する特則)

第13条 前条第1項の定めにかかわらず、教職員等は、個人番号については、専ら番号法第9条第3項所定の事務の範囲で、かつ、第11条の規定により特定された利用目的を達成するために必要な限度でのみ、これを利用するものとする。

- 2 教職員等は、本人の同意があっても、前項に定める事務の範囲を超えて個人番号を利用してはならない。第11条の規定により特定された利用目的を超えて個人番号を利用することも、同様である。
- 3 前項は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合において本人の同意があるかまたは本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (2) 番号法第9条第4項の規定に基づく場合
- 4 教職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いて、個人番号を第三者に提供してはならない。
- 5 教職員等は、番号法第28条で許容される範囲を超えては、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(取得に関する原則)

第14条 教職員等は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

2 教職員等は、次の各号に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 本人、国の機関、地方公共団体、その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

(個人番号の提供の要求等)

第15条 教職員等は、番号法第14条第1項に定められている場合以外には、本人に対して個人番号の提供を求めてはならない。

- 2 教職員等は、番号法第14条に定める事務が発生した後でなければ、本人に対して個人番号の提供を求めることはできないものとする。ただし、本学と本人との間の法律関係等に基づいて番号法第14条に定める事務が発生することが予想されるときは、当該事務の発生が予想可能となった時点以降は個人番号の提供を求めることができるものとする。
- 3 教職員等は、番号法第16条に定められている措置を講じたうえで、本人から個人番号の提供を受けなければならない。

(特定個人情報の収集、保管、廃棄等)

第16条 教職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除いて、特定個人情報を収集または保管してはならない。

- 2 教職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除いて、他人の個人番号の提供を求めてはならない。
- 3 教職員等は、保管している特定個人情報については、特定個人情報取扱事務を処理する必要がなくなったときは、これをできるだけ速やかに廃棄または削除するものとする。法令により保管期間が定められている場合において当該期間を経過した後についても、同様とする。

(利用目的の通知)

第17条 本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知を請求すること(以下「利用目的通知請求」という。)ができる。

- 2 前項に基づき本人から利用目的通知請求を受けたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、利用目的を通知するものとする。
- 3 前項の請求を受けた場合であっても、次の各号に掲げる事由がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用目的の通知を行わないことができる。
  - (1) 当該本人が識別される個人情報の利用目的が明らかな場合
  - (2) 前条第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- 4 前項に基づき個人情報の利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨およびその理由を通知するものとする。

(正確性の確保)

第18条 教職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第19条 本学は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織的、人的、物理的及び技術的な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じるものとする。

- 2 本学は、教職員等に個人情報を取り扱わせるに当たっては、個人情報の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 3 第1項に定める安全管理措置の具体的な内容については、本学は、この規程とは別にこれを定める。
- 4 前項に定める安全管理措置には、個人情報が記載または記録された書面、コンピュータ、記憶媒体(以下「書面等」という。)の保管及び利用の方法、個人情報の書面等への記載、または記録する方法及び手続等に関する内容を含むものとする。

(委託に伴う第三者提供)

第20条 本学は、本学が行うべき個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、本人の個別の同意なくして、委託に係る事務の処理に必要かつ不可欠な範囲で、本学が保有する個人情報を当該第三者に対して提供することができる。

- 2 委託先となる第三者の選定に当たっては、本学は、当該第三者における個人情報の安全管理その他の個人情報の保護の実情を踏まえ、本人の権利利益を不当に侵害することのないよう、慎重に判断・決定するものとする。
- 3 第1項に基づき、本学が保有する個人情報を第三者に対して提供するに当たっては、本学は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理その他の個人情報の保護に関して当該第三者が遵守すべき事項または講ずべき措置を、具体的に明らかにするものとする。

- 4 前項のほか、本学は、当該第三者に対し、提供される個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 5 特定個人情報取扱事務の全部または一部を第三者に委託するときは、本学は、委託先において番号法に基づき本学自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 6 前項に定める委託先に対する必要かつ適切な監督には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。
  - (1) 委託先の適切な選定
  - (2) 安全管理措置に関する委託契約の締結(ただし、当該契約は、秘密の保持に関する事項、事業所内から特定個人情報の持出しの禁止に関する事項、特定個人情報の目的外利用の禁止に関する事項、再委託における条件に関する事項、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項、委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄に関する事項、従業者に対する監督・教育に関する事項、契約内容の遵守状況についての報告の要求に関する事項をその内容に含むものでなければならない。)
  - (3) 委託先における特定個人情報の取扱い状況の把握に努めること
- 7 教職員等は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 8 教職員等は、当該派遣労働者に関係法令及びこの規程等を遵守させるための指導及び監督を行わなければならない。

#### (再委託の禁止)

第21条 前条第1項に基づいて本学より個人情報の取扱いの委託を受けた第三者は、理由の如何を問わず、本学より委託を受けた業務の全部または一部を、他人に委託することはできないものとする。ただし、本学の事前の許可を得た場合は、この限りではない。

#### (第三者提供の制限)

第22条 教職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、保護法第23条第1項各号の定める場合及び要配慮個人情報以外の情報につき同条第2項の定める場合を除く。

#### (第三者提供の適用除外)

第23条 次に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、この規程においては、第三者に該当しないものとする。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- (3) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

(第三者への提供の停止)

第24条 本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供の停止を請求すること(以下「第三者提供停止請求」という。)ができる。

2 前項に基づき本人から第三者提供停止請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報の第三者への提供を停止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

- (1) 警察、税務署、裁判所等、公的機関からの法令に基づく当該本人が識別される個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)等に基づいて提供する場合
- (2) 本学が法令に定められている義務を履行するために必要な場合

3 前項の請求を受けた場合であっても、当該個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供の停止を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の第三者への提供の停止を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるものとする。

4 前項に基づき個人情報の全部または一部について第三者への提供を停止したとき、または、第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

5 本学が保有する特定個人情報について、番号法第19条各号に違反して第三者に提供されていることを知った本人から、その提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、本学は第三者への提供を停止するものとする。

(開示)

第25条 本学が保有する個人情報について、本人は、本学に対し、開示請求することができる。

2 前項に基づき本人から開示請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、当該本人が識別される個人情報を開示するものとする。

3 前項の請求を受けたときであっても、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は、その情報の全部または一部を開示しないことができる。

- (1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 4 前項に基づき個人情報の全部または一部について開示しない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

(訂正等)

第26条 本学が保有する個人情報について、当該本人が識別される個人情報の内容が事実でないときは、本人は、本学に対し、当該本人が識別される個人情報の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を請求すること(以下「訂正等請求」という。)ができる。

- 2 前項に基づき本人から訂正等請求を受けたときは、本学は遅滞なく必要な調査を行うものとする。
- 3 前項の調査の結果、当該個人情報の内容が事実でないことが判明したときは、本学は、直ちに、その内容の訂正等を行うものとする。
- 4 前項に基づき個人情報の全部または一部の訂正等を行ったとき、または、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

(利用停止等)

第27条 本学が保有する個人情報について、次に掲げる事由があるときは、本人は、本学に対し、当該個人情報の利用の停止または消去(以下「利用停止等」という。)を請求すること(以下「利用停止等請求」という。)ができる。

(1) 当該本人が識別される個人情報が、第12条の規定に違反して取り扱われているとき

(2) 当該本人が識別される個人情報が、第14条の規定に違反して取得されたものであるとき

- 2 前項に基づき本人から利用停止等請求を受けたときは、本学は、遅滞なく、前項各号に掲げる事由として具体的に主張された事実の有無について、必要な調査を行うものとする。
- 3 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事由が認められたときは、本学は、当該違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該個人情報の利用停止等を行うものとする。
- 4 第1項各号に掲げる事由が認められた場合であっても、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことに困難な事情がある場合は、本学は、前項に定める当該個人情報の利用停止等を行わないことができる。ただし、この場合には、本学は、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとるものとする。
- 5 第3項に基づき個人情報の全部または一部について利用停止等を行ったとき、または、利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本学は、本人に対し、遅滞なく、その旨

及びその理由を通知するものとする。

(請求の方法等)

第28条 本人が第23条、第24条、第25条ないし第26条の各第1項が定める各請求を行う方法、手数料の有無及び金額、その他請求手続の詳細は、別にこれを定める。

2 本人は、定められた手続ないし方法に従って、各請求を行わなければならない。

(苦情の処理)

第29条 本学は、個人情報の取扱いに関し苦情があった場合には、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(漏えい等の発生した場合の対処)

第30条 本学は、取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、またはその発生が疑われるときは、速やかに事実関係を調査するとともに、その事実を当該本人に対して通知または公表するものとする。

2 前項の調査の結果、漏えい等の事実が判明したときは、本学はその事態を收拾するために適切な措置を講じるものとする。

(廃棄)

第31条 本学は、次に掲げる方法に従って、それぞれ保有する個人情報を廃棄するものとする。

(1) 個人情報が記載された書面を廃棄する場合は、廃棄物処理業者にその廃棄を委託するなど、適切な措置を講じなければならない。ただし、必要に応じて、あらかじめシュレッダー等にかけてその内容を読みとることができない状態にすることとする。

(2) 個人情報が記録されたコンピュータ、記憶媒体を廃棄する場合は、記録された個人情報を完全に消去するか、当該コンピュータ等を物理的に破壊する。

2 個人情報の廃棄基準、廃棄決定の権限及び関連する手続等は、別にこれを定める。

(学術研究の用に供する目的)

第32条 教職員等が、個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合には、この規程は適用されないものとする。

2 前項の場合であっても、教職員等は、個人の人格尊重の理念に基づき適正と考えられる方法で、個人情報を取り扱わなければならない。

3 前項のほか、個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う場合に関する詳細は、別に定める。

(細則等)

第33条 この規程の運用及び個人情報保護にかかわる業務を円滑に行うために必要な細則は、別に定める。

(処分)

第34条 教職員等は、その職務を遂行するに当たり、この規程に定められた義務を誠実に遂行しなければならない。本学は、この規程に違反した教職員等に対して、就業規則に定めるところに従い、懲戒処分を行う。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、個人情報保護委員会の議を経、理事会の承認を得て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。